

旧大野町作成の地域活動等拠点機能調査報告書（庁舎利活用計画）の概要

1 調査の目的

大野町は、平成 17 年 11 月 3 日、廿日市市と合併する予定で、編入方式による合併に伴い、合併後、現在の大野町役場は廿日市市大野支所として位置付けられることになる。

このため、議会機能の廃止、支所への移行に伴う行政機能の縮小等により、現在の庁舎規模に余裕が生じることが想定される。

大野町役場は、これまで、大野町の行政や住民活動の拠点として、その役割を發揮してきたが、合併後においても、支所としての役割を担っていくことはもとより、新たな視点から庁舎施設の余剰空間を有効に利活用し、住民に親しまれ、賑わいのある場としていくことが求められる。

本調査は、こうした状況を踏まえ、合併後における支所としての適正な機能發揮を前提に、庁舎施設の有効な利活用方策を検討し、その具体化を通じて、住民福祉の向上を図るとともに、庁舎周辺及び大野地域の活性化に資することを目的として実施するものである。
(平成 17 年 10 月作成)

2 庁舎利活用計画

(1) 行政組織機構上の大野支所

- 支所機能としては、管理部門や事務局部門を除き、従来の合併関係市町の庁舎における行政機能をそのまま残す形の「総合支所方式」を基本とする。
- 行政組織上の課の設置及び職員体制は、概ね 7 割程度（約 90 名）を見込む。
このことから庁舎の空間スペースについて、検討を行っている。

(2) 庁舎等（福祉保健センターを含む）の利活用の検討

- 施設の利活用計画期間：施設経年の状況から概ね 10 年間としている。
役場旧館築 43 年（S37）、新館築 31 年（S49）、別館築 34 年（S46）
福祉保健センター築 15 年（H2）
- 大野町役場庁舎、福祉保健センターを利活用対象施設としている。
 - ① 役場庁舎：庁舎を本館（旧館、新館）と別館に大別
 - ・本館（旧館、新館）は全て「行政支所」として使用
 - ・別館部分は、「市民活動支援の拠点」としての利活用の検討
 - ② 福祉保健センター；在宅介護支援センターふれあい部分を除く全施設（補完プレハブ部分を含む）
 - ・保健センター、社会福祉法人いもせじゅらく会、子育て支援施設、シルバー人材センター等、民生系の位置付けを検討

(3) 行政支所を除く施設利活用タイプの検討

● 安定タイプ

- ① 教育施設利活用型：研修センター
- ② 地域施設利活用型：ボランティア、市民活動支援（各種団体及びNPO等含む）、子育て支援

● 創造タイプ

- ① 住民活動施設利活用型：アートセンター、まちづくりハウス、キッズハウス、シニアタンク、企画提案
- ② 地域施設利活用型：ビジネスサポートセンター
- ③ 民間利活用転換型：貸し館

● 複合タイプ

安定タイプと創造タイプの複合型

同上の3タイプについて検討を行っている。

3 課題の整理

(1) 合併後における利活用方針の早期決定

(2) 関係団体・組織との調整・協議

(3) 適切な管理運営体制の検討

(4) 適切な改修の検討

改修にあたっては、アスベスト対策等安全性の確保を基本として、異なった用途の利用しやすさに配慮するとともに、出来るだけ経費の節減に留意することが必要である。また、アスベスト対策による除去工事と改修対策のセットなど効率的な改修工事の実施についても、検討することが必要である。

(5) 長期的な施設利用の見通し

本施設の利活用については、概ね平成27年度までの10ヵ年を前提としている。10年後については、庁舎旧館は築50年、庁舎新館・別館は築40年を越えることになり、施設の耐用年数の問題が混在化する。また、庁舎新館・別館は耐震対策が未実施である。

こうした状況を踏まえ、当面は現施設の利活用を行うが、長期的な施設利用についても、利活用後の利用実績や住民の意見を踏まえながら、適当な時期に検討していくことが必要である。